



毎年5月は消費者月間です！

令和3年度統一テーマ

“消費”で築く新しい日常

新型コロナウイルス感染症をきっかけに、私たちの日常のさまざまな場面で変化がありました。

消費者一人ひとりが、「新しい日常」においてよりよい消費行動について考え、社会情勢の変化に適切に対応することができるきっかけとなるよう、令和3年度の消費者月間においては「“消費”で築く新しい日常」を統一テーマに掲げています。

「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動を控えましょう。自分のことだけではなく社会全体のことを考えた消費行動をしましょう。

急速に進むデジタル化の中、消費者被害に遭わないように、日頃から警戒し、情報収集などに努めましょう。

庄内総合支庁1階ロビーでは、5月17日（月）から28日（金）まで、悪質商法等についてのパネルや生活に役立つリーフレットの展示を行います。来庁の際はぜひご覧ください。

マスク・体温計
アルコール消毒液
は品切れ中です



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

- ☎ 消費者ホットライン『188』 → 最寄りの消費生活センターにつながります。
(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く)
- ☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ (24時間対応)



相談が
増えています

借金問題は必ず解決できます！！ 借金は本人に解決させましょう！



【事例】 息子が借金をし、一度立て替えてあげたのにまた借金をして困っている。

●子どもの借金について、保証人や連帯保証人になっていなければ、親に支払い義務はありません！

子どもが借金をする際に、契約書の保証人欄に勝手に親の氏名を記入し押印したとしても、親は保証人としての責任を負いません。

●親が肩代わりせず、自分で解決する努力をさせましょう。まずは相談を！

借金を返せないときは、「債務整理」をするように勧めましょう。債務整理の方法としては、「任意整理」「特定調停」「個人再生」「自己破産」などがあります。

まずは**早めに相談することが大切**です。山形県弁護士会では、多重債務無料法律相談（初回無料、要予約）を行っています。多重債務でお困りの方はご利用ください。➡ 予約電話番号：023-635-3648

★借金の肩代わりは本人のためになりません。根本的な解決にならず、借金を繰り返すことになりかねません。

★親や家族が肩代わりすることにより、貸金業者にとっては「きちんと返済してくれる優良な顧客」になってしまいます。新たな借金につながるかもしれません。

★自分で解決してやり直すために、無料法律相談や消費生活センターなどの相談窓口にご相談するよう勧めてください。

★一人で悩まず、すぐに相談してください！



山形県消費生活センター
キャラクター“ケロちゃん”

消費生活無料法律相談会開催日



・ 5月12日(水) 午後1時30分から
・ 6月 9日(水) 午後3時30分まで

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。5日前までにお電話ください。

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁 1階)
《開設時間》 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)
《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

☆消費者ホットライン(188)もご利用ください☆

相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452